



文部科学省

2019年1月31日(木)
学校法人の運営等に関する協議会

私学行政課説明資料

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
茂里 毅

本日の御説明内容



1. 学校法人制度の改善方策について
2. 近年の大学等の設置認可等の動向と
寄附行為(変更)認可の審査等における指摘・
学部譲渡の円滑化について
3. 私立学校関係税制について
4. 働き方改革について
5. 情報セキュリティについて
6. テロ資金供与の防止について

1. 学校法人制度の改善方策について

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材
- 「何を学び、身に付けることができたのか」十個々人の学修成果の可視化（個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却）
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

学修者本位の
教育への転換

● 高等教育と社会の関係

2040年頃の社会変化

国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを享受できる社会」
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備（研修、業績評価等）

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人（仮称）制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全般的な教学マネジメントの確立
→ 各大学の教學面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
・教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

- 設置基準の見直し
(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)
- 認証評価制度の充実
(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口：120万人（2017）
→ 88万人（現在の74%の規模）
- 大学進学者数：63万人（2017）
→ 51万人（現在の80%の規模）

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種（大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院）における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要（財源の多様化）

• 教育・研究コストの可視化

- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

公的支援も含めた社会の負担への理解を促進

- 必要な投資を得られる機運の醸成



地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」（平成29年5月）

- 短期大学を含め私立大学は、高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、社会貢献の促進の面で大きな役割。
- 全大学数の約8割は私学が占め、学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献。また、地方所在の私立大学は地域の知的基盤としての役割。

一方で、私立大学をめぐる環境は高等教育のユニバーサル化、少子化の中で大きく変化。

環境の変化

- 18歳人口は減少し、平成32年度以降は急減（平成40年代には100万人を下回る見通し）
- ユニバーサル化による大学数の増加
- 地方の中小規模大学は定員割れ、財政状況悪化
- 産業構造や経済社会の急速な高度化・変化（AI、IoT等新技術の急速な発展、ボーダレス化等）

→ 教育の質を高め、社会から求められるニーズに的確に対応するとともに、高等教育へのアクセス機会の均等を果たしていくためには、大学間や自治体・産業との連携・協力を強化するとともに、社会から信頼され支援を受けるにふさわしいガバナンスの強化に取り組み、より強固な経営基盤に支えられた大学づくりを進めていくことが必要。

私立大学に求められる教育研究

①高等教育にふさわしい質の確保

- ユニバーサル化に対応した高等教育にふさわしい教育の質の確保のための取組の強化
- 産業構造や経済社会の急速な変化に対応した教育研究の推進・高度化

②私学の多様性・機動性を活かした取組の伸長

- 私学のダイナミズムを活かした特色ある取組・社会的な要請に的確に対応した教育の提供
- グローバル化や社会人の学び直しの推進・自治体や産業界との連携と支援の獲得

ガバナンスの強化

学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼とさらなる支援につなげる

- 理事会機能の実質化・実効性の確保
- 監事の牽制機能の実効性確保
- 大学版「ガバナンス・コード」のような自主的ガイドラインの策定と取組の推進
- 評議員会機能の実質化及びチェック機能の充実
- 分かりやすく開かれた情報公開の推進

経営力強化と支援

18歳人口の急減期を控え、強みを生かし弱みを補う連携・協力の強化

- 大学改革のロードマップである中長期計画の策定の促進
- 経営の幅広い連携・統合や国公私の設置者の枠を超えた連携・協力の在り方の検討
- 事業譲渡的な円滑な承継方法の検討
- 経営困難な学校法人に対し早期の経営判断が行われるよう支援等

私学の特色である多様性を維持しながら、社会や地域のニーズに適切に応える存在へ

学校法人制度の改善方策について（概要）

平成31年1月7日
大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改善検討小委員会

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。（主査：日高 義博 専修大学理事長）。
- 我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含めた改善方策を検討。
- 平成29年11月に検討を開始し、計12回の会議を開催。パブリックコメントを経て提言をとりまとめ。今後、私立学校法等の関係法令を改正予定。

学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

- 責任と権限の明確化によるガバナンスの改善・強化
 - 文部科学大臣所轄法人における中長期計画の策定
 - ・「私立大学版ガバナンス・コード」（自主行動基準）の策定の推進
 - 役員の責任の明確化（善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任、役員報酬基準の策定、利益相反行為の対象拡大など）
 - 監事機能の充実（理事の行為の差止請求など）
 - 評議員会機能の充実（中長期計画の策定の際の意見聴取など）
 - 等

学校法人の情報公開の推進

- 積極的な情報公開と経営状況の「見える化」
 - 貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書等の公表（文部科学大臣所轄法人）
 - ・ 事業報告書の記載内容の充実
 - 寄附行為、役員等名簿の公開 等

学校法人の経営の強化

- 連携・統合の推進と経営改善に向けた指導の強化
 - ・ 連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
 - ・ 学部単位等での円滑な事業譲渡の促進（審査項目の簡略化など）
 - ・ 新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導の強化と、資金ショートの恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施（文部科学大臣等）

学校法人の破綻処理手続の明確化

- 破綻処理手続の円滑化等による学生保護の充実
 - 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任による清算手続き及び破産申立の円滑化
 - ・ 学生のセーフティネットの充実（コンソーシアムを活用した転学支援、学生の授業料返還債権の考え方の整理）等

※ ○ は法改正事項

2. 近年の大学等の設置認可等の動向と 寄附行為(変更)認可の審査等にお ける指摘・学部譲渡の円滑化について

○ 学校法人分科会における審査について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、「私立学校法」や「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(文部科学省告示)」をはじめとする法令に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可の審査を以下の観点で行っております。

各学校法人におかれては、設置認可申請の予定の有無に関わらず、これらの観点を参考に、私立学校法の趣旨を十分理解の上、今後も適切な学校法人の管理運営が確保されるよう留意願います。

(1) 管理運営関連

【主な指摘例】

- ①理事会(長)が十分に機能し、その責任を果たしているか。
- ②役員及び評議員が特定親族等に偏っていないか。
- ③教学側の意向が適切に反映される役員構成となっているか。
- ④理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されているか。
- ⑤役員及び評議員に欠員や選任方法の誤りはないか。
- ⑥監事の職務が適切に行われているか。
- ⑦監事に対する情報提供等の支援体制が十分に整えられているか。
- ⑧財務関係書類の備付けや公開が適切になされているか。
- ⑨管理運営上必要な諸規程は整備されているか。
- ⑩法令に基づく登記、届出等が適切に行われているか。
- ⑪インターネットの利用その他適切な方法による財務情報の公開がされているか。

(2) 財務関連

【主な指摘例】

(設置計画(設置経費、財源))

- ①校地校舎が借用の場合、一定期間の使用保証があるか。
- ②法令で定める標準設置経費や標準経常経費を上回っているか。
- ③設置経費の財源について、負債性のない資産で保有しているか。

(財務状況・財政計画)

- ①収支の均衡がとれる財政計画となっているか。
- ②財政計画を実現するための具体的な計画や見通しはあるか。
- ③全体の財務状況や教育研究条件を表す財務比率の推移はどうか。

(学生確保の見通し) ※審査の観点が変更されています。

- ①学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されているかどうか。
- ②学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については、外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出してください。

【変更が認められる例】

<申請書類の一部変更手続き等(申請から認可までの間の手続き)>

- ① 大学設置分科会の意見への対応(施設設備の充実等)により、設置経費が変更となる例
- ② 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

<設置計画の変更協議手続き等(認可後、完成年度までの間の手続き)>

- ① 認可時の設置計画を確実に履行したうえで、さらに施設等の充実をはかるもの。
- ② 新たな学部等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもの。
- ③ 道路等の付け替え 等

※ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。

(内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。)

学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準のポイント

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準経常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

→H29.10.2付(29文科高第581号)において通知済み。

③ 設置経費、経常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと 等

⑥ その他

(学生確保の見通しにかかる調査)

- ◇ 学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されていること。

1. 入学定員や学生確保の見込み数について、以下の観点ごとにデータ等に基づき分析され、合理的に定員が設定されているか。
 - ・新設学部等の趣旨目的、教育内容等
 - ・新設学部等の分野の動向
 - ・中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向
 - ・競合校の状況
 - ・既設学部等の学生確保の状況（大幅な定員割れがある場合は、その原因分析を踏まえた新設学部等の見込み）学校法人の管理運営上必要な諸規程の例
2. 学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。
 - ・学生確保の取組の具体的計画
 - ・見込まれる効果
3. 高校生対象アンケートを行う場合の留意事項。
 - ・調査実施時期は、申請直前ではなく、申請者による大学等設置に向けた構想段階の時期である。
 - ・アンケート対象は、アドミッションポリシーや受入実績等と整合する。
 - ・アンケート対象者に対して必要な情報を明示している。
 - ・設問は、入学の意思を確認できる設問となっている。
 - ・調査結果を踏まえた分析が適切に行われている。
(入学意思を示した回答数が入学定員を下回る場合は、入学定員を上回る入学希望者が確保できる見込みについて、他の情報と合わせた分析が必要。)
 - ・アンケートの実施主体は、必ずしも第三者であることを要しない。
4. 申請書に添付する「学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類」は大学設置室への申請書類とは書類の項目が異なります。

中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月)等を踏まえ、学部等の設置者変更の手続きを簡素化するなど、私立大学の学部単位での事業譲渡の円滑化を進めていく。

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

今後、高等教育機関の中に「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現していくためには、大学内や大学を越えて人材や資源を結集する必要があり、それを支えるガバナンスが重要である。

…複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し、**私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化**、国公私立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配意しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を促進するための情報の分析・提供などの支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である。

…

<具体的な方策>

2. 私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策

- 各学校法人の自主的な判断の下、その強みを活かし、弱みを補い合うために行う連携・統合について、「建学の精神」の継承に配慮しつつ、支援する。
- 高等教育の質保証に十分留意しつつ、設置認可の仕組みについては基本的に枠組みを維持しながら、**申請に必要な書類の精選等私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化の方策を検討する。**

3. 私立学校関係税制について

学校法人に係る税制の概要

《学校法人に対する優遇措置》

国税 法人税	【教育研究事業】 非課税 【収益事業】 課税 軽減税率 19% 〔株式会社等の場合、税率 23.9%〕
その他 の税目	非課税 所得税（利子、配当所得等）、登録免許税（目的外不動産を除く）
地方税	非課税 住民税、事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税

《学校法人に対する寄附に係る優遇措置》

寄附者 寄附の受手		個人からの寄附	法人からの寄附
学校 法人に 対する 直接の 寄附	国 税 税額控除 対象法人	【税額控除額】 $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\%$	
	特定公益 増進法人	【所得控除額】 $\text{寄附金額} - 2\text{千円}$ ☆	【損金算入限度額】 $\left[\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\% \right] \times 1/2$
	地 方 税 地方自治体 の条例 により指定 された 寄附金	【税額控除額】 $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$ ☆	
日本私立学校振興・ 共済事業団を経由し た寄附 (受取者指定寄附金)		(☆に同じ)	寄附金全額の損金算入が可能

【収益事業の実施】

学校法人は、教育に支障のない限り、その収益を学校経営に充てるため、収益事業を行うことが認められており、収益事業収入には軽減税率が適用される。

【寄附金の募集】

学校法人に寄附を行った者に対しては、各種の税制優遇が設けられている。

最近の税制改正

- 学校法人の定員・事業規模に応じ、税額控除の対象法人となるための要件を緩和
(定員について平成27年度～、事業規模について平成28年度～)
- 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充
(平成29年度～)
- 現物寄附へのみなし譲渡所得税の非課税化に係る国税庁長官の承認手続きを簡素化する特例について、適用対象を拡大
(知事所轄法人について平成29年度～、株式について平成30年度～)

学校法人に寄附をした場合の税制優遇について

- 個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除を受けることができます。
- 寄附金控除に係る制度は「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、**寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。**

所得控除

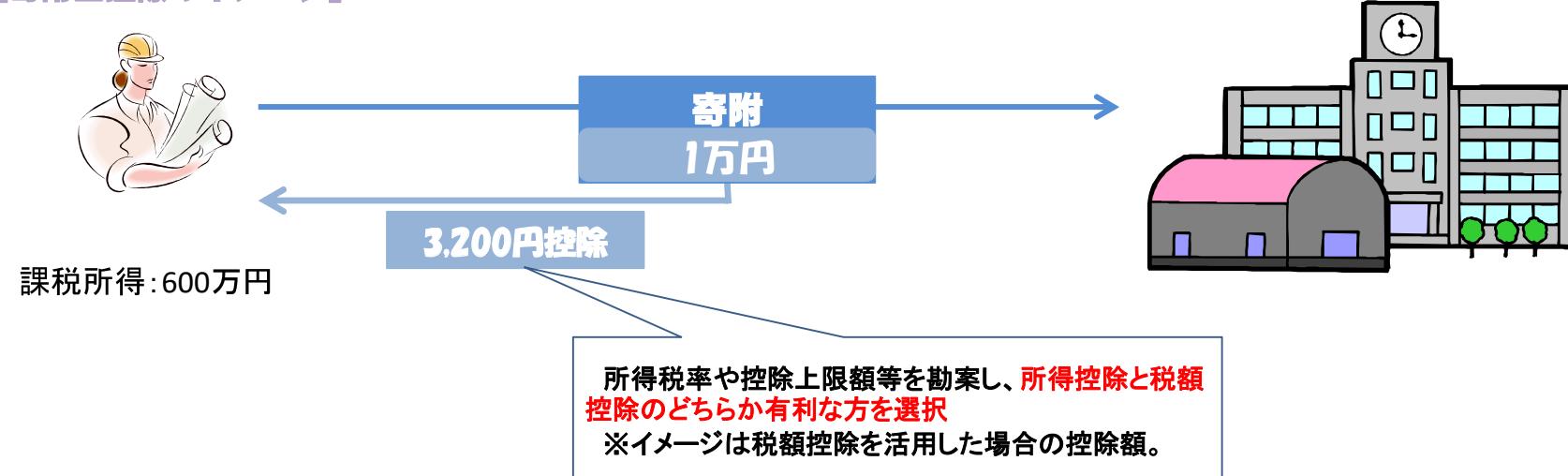
個人の所得税額の計算において、**年間の所得金額から寄附金額一2千円を控除。**

税額控除

個人の**所得税額から(寄附金額－2千円) × 40%を直接控除。**

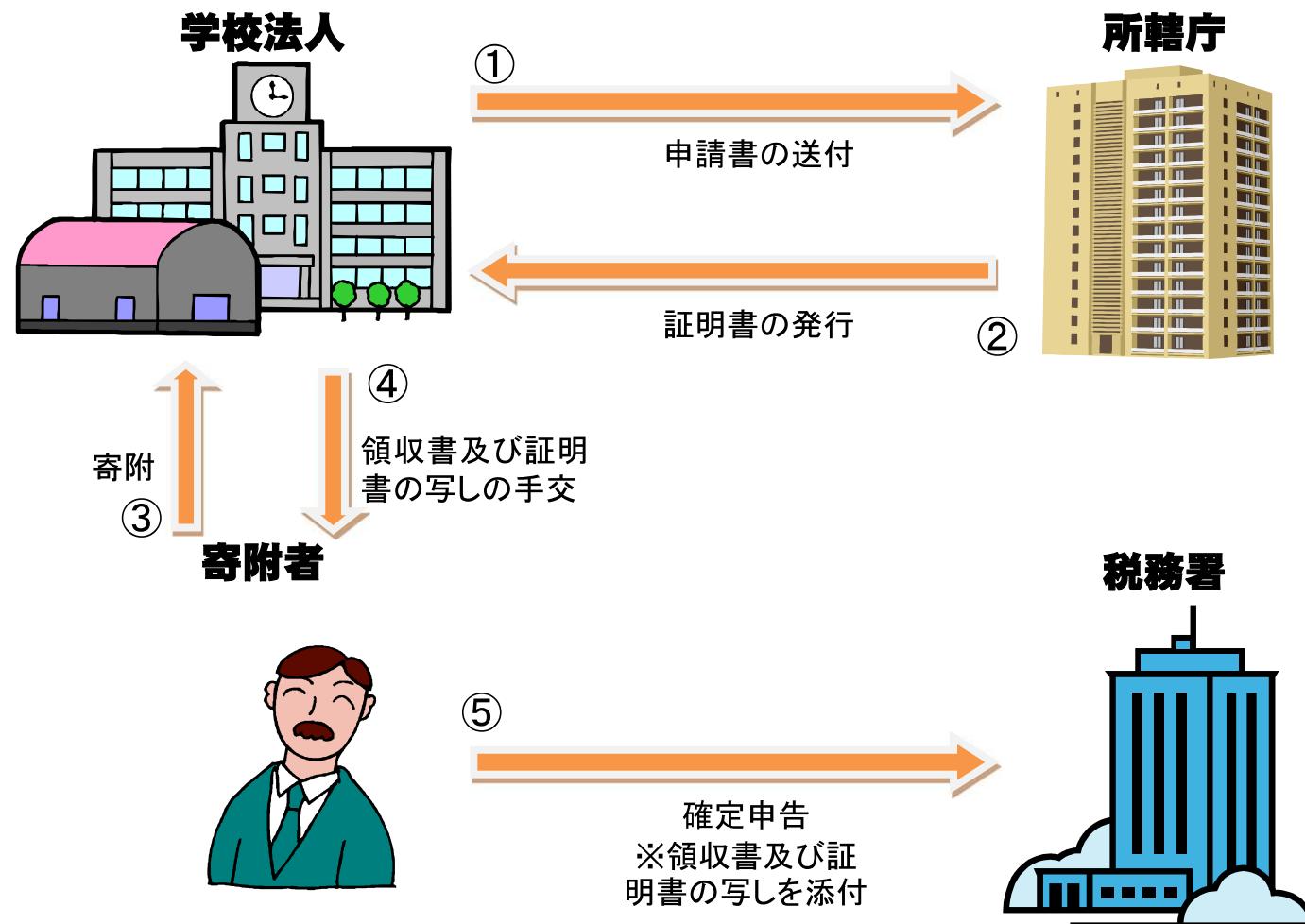
※所得税額の計算式 (年間の所得金額－各種控除額(寄附金控除含む)) × 所得税率 = 所得税額

【寄附金控除のイメージ】



寄附金控除の流れ（イメージ）

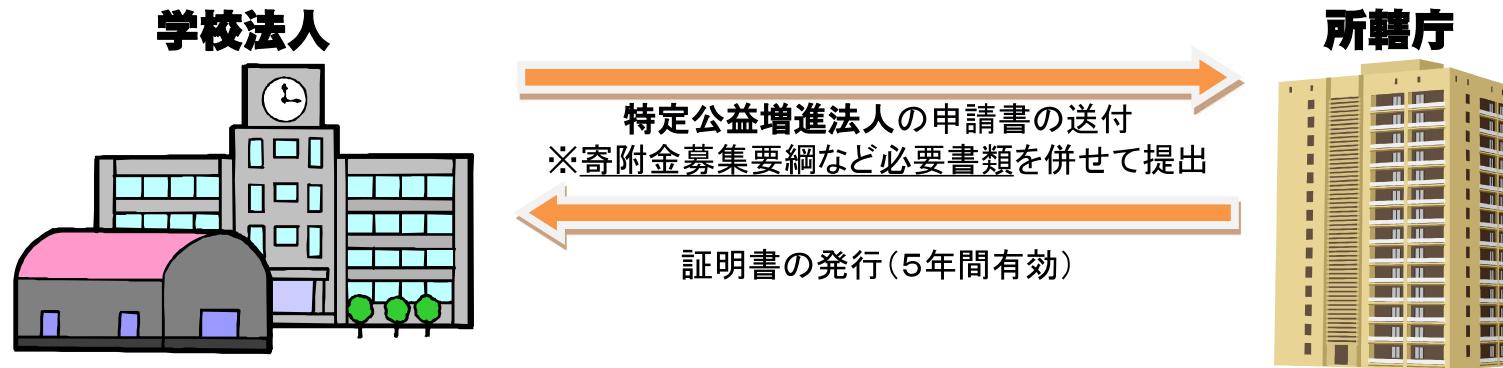
- 個人が学校法人に対して寄附をした場合に、寄附金控除を受けるための流れのイメージは以下のとおりです。



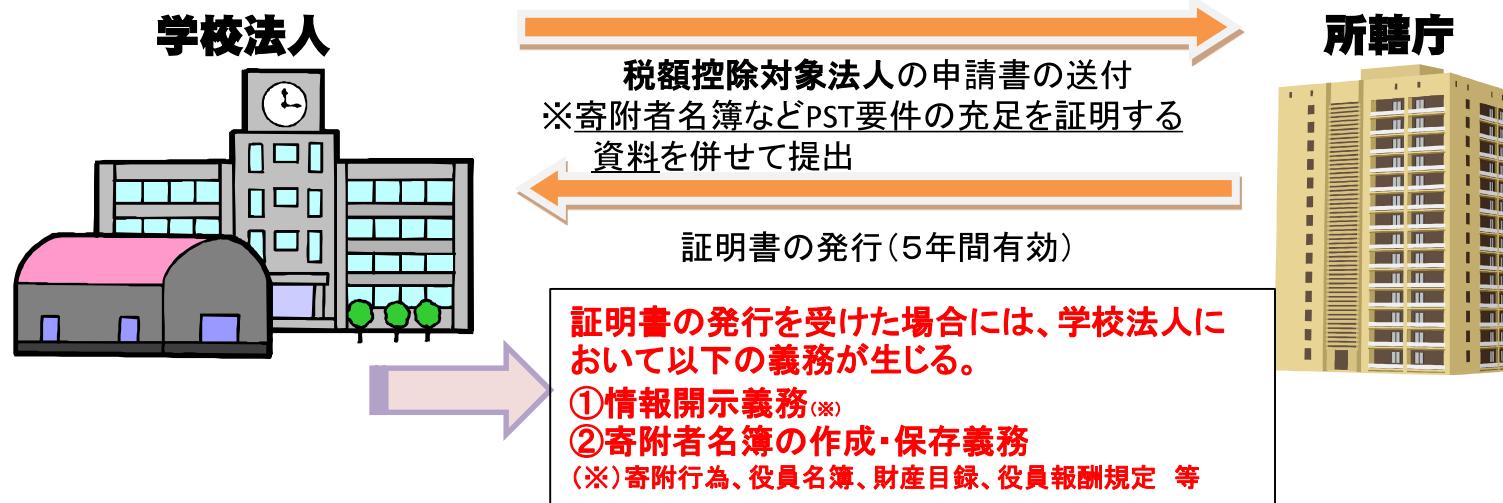
寄附金控除を活用するために学校法人に必要な手続き

- 個人が学校法人に対して寄附をした場合に、**寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に、学校法人からの領収書及び当該学校法人が寄附金控除の対象法人であることの証明書の写しが必要**となります。
- 所得控除、税額控除を活用するために学校法人に必要な手続きは各々以下のとおりです。

所得控除を活用するために必要な学校法人の手続き



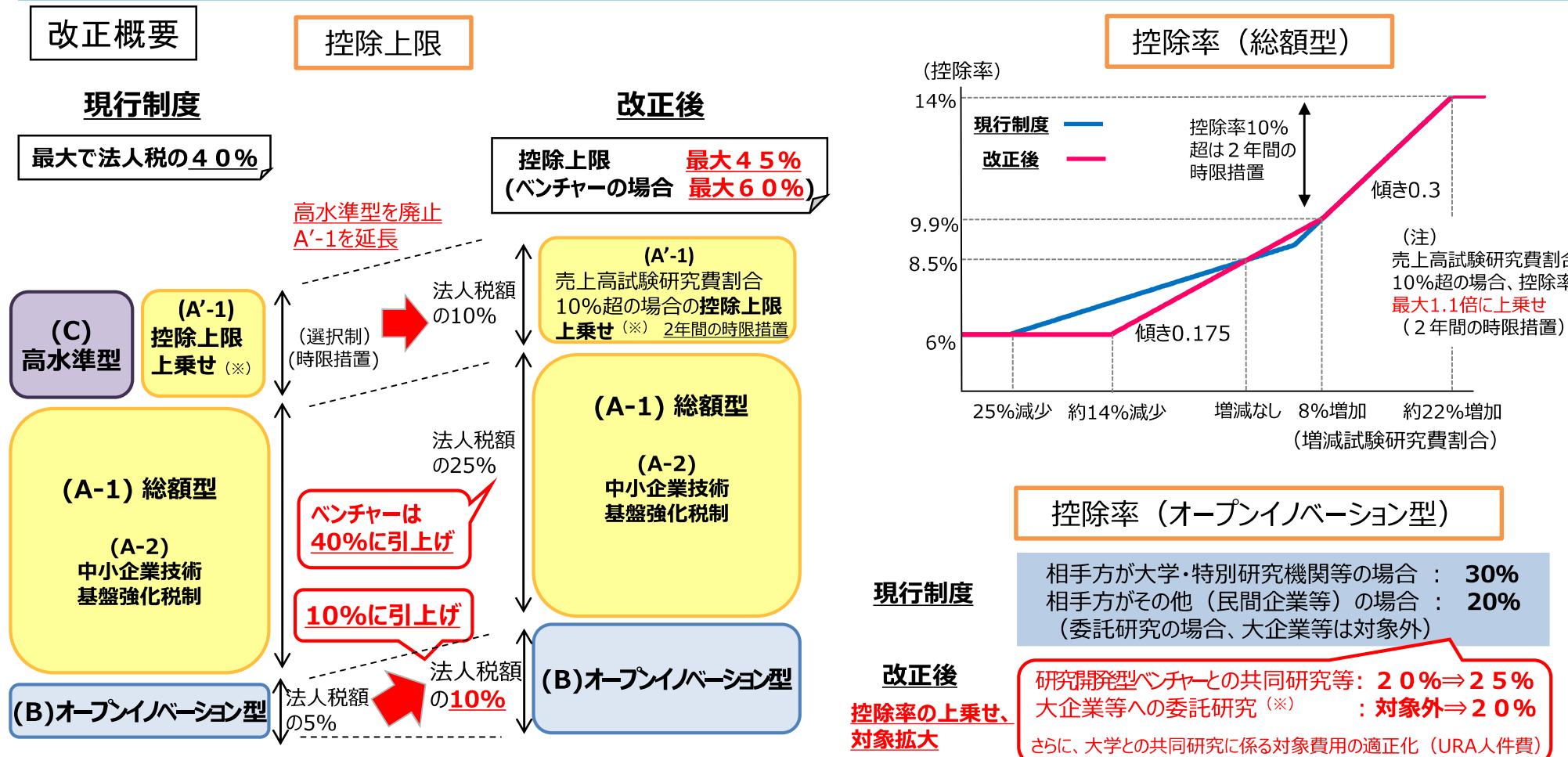
税額控除を活用するために必要な学校法人の手続き



研究開発税制 (所得税・法人税・法人住民税)

拡充・延長

- 第4次産業革命を社会実装し、「Society 5.0」を実現するためには、企業の研究開発投資の「量」と「質」の向上により、イノベーションが自律的に生まれるエコシステムを構築することが喫緊の課題。
- このため、研究開発投資の「量」を更に増加させていくため、控除上限を最大で法人税額の45%に引き上げるなど、研究開発投資の増加インセンティブをより強く働くよう見直しを行うとともに、研究開発投資の「質」の向上に向け、オープンイノベーションや研究開発型ベンチャーの成長を促す措置を講じる。



※基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

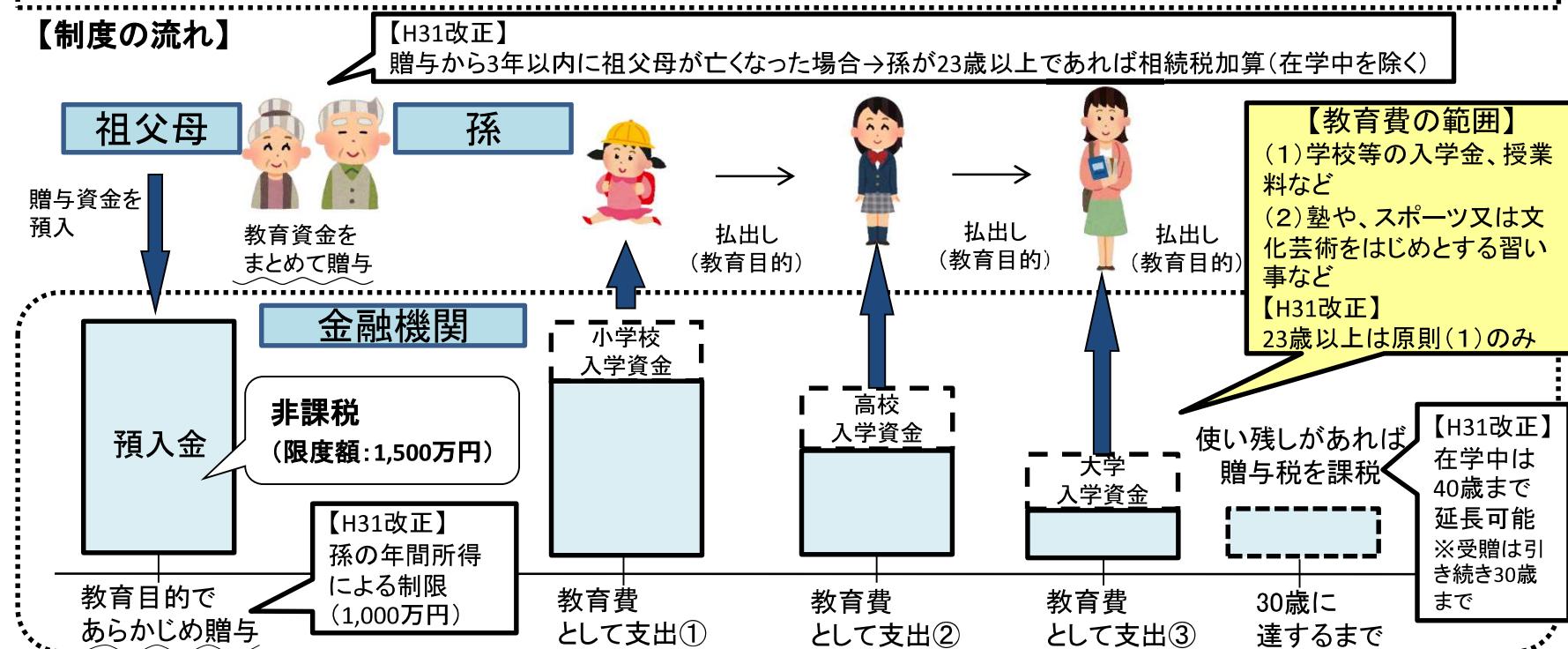
【制度概要】

- 祖父母(贈与者)は、孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金につき、孫ごとに1,500万円(学校等以外の者(塾や習い事など)に支払われるものについては500万円が限度)を非課税とする。
- 教育資金の使途については、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。

【平成31年度税制改正要望の結果】

- 制度の適用期限を2年間延長(平成25年4月1日:制度開始～平成33年3月31日まで)
- 教育資金管理契約の終了年齢につき、従来の30歳から、在学中であることを条件に40歳まで引き上げ
- 所得制限の新設(孫の年間所得が1,000万円を超える場合には非課税措置を受けられない)
- 23歳以上の孫の教育費の範囲を、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定(習い事等は対象外)
- 贈与から3年以内に祖父母が亡くなった場合、孫が23歳以上であれば残高を相続財産に加算(孫が在学中の場合を除く)

【制度の流れ】

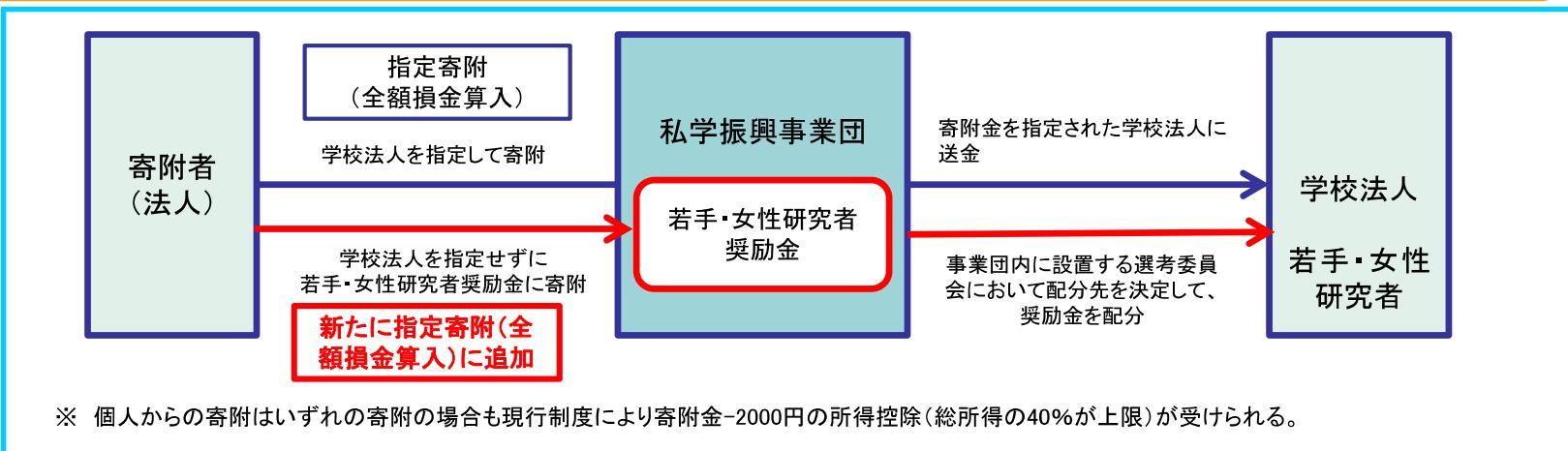


引き続き要望中

【日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡充 (若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加)】[所得税、法人税]

要望内容

現状、日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄附金のうち、学校等の教育に必要な費用若しくは基金に充てられるもの(受配者指定寄附)は法人税の全額損金算入が受けられる指定寄付金となっているが、この指定寄付金の対象に、事業団が実施する若手・女性研究者奨励金への寄附を追加する。



背景・現状

- 我が国の研究者に占める女性研究者の割合は英国38.3%、米国34.3%と比して14.4%となっており、国際的に低い。(大学は25.4%)
- 大学の本務教員に占める39歳以下の者の割合は一貫して低下傾向。大学の活力維持のためには若手研究者の増加が不可欠。



目標・効果

若手・女性研究者奨励金を通じて、私立大学等における若手研究者、女性研究者の割合の増加、研究意欲の向上を図る

【目標】:毎年度0.4億円程度の寄付受け入れ
【減収見込み額】:国税5.1百万円、地方税1.2百万円